

国 水 企 第 52 号
令和 8 年 8 月 7 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各 政 令 指 定 都 市 の 長 殿

国土交通省上下水道審議官
(公 印 省 略)

下水道法等の一部を改正する法律の一部の施行について

下水道法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）は、令和 8 年 7 月 23 日に公布され、このうち、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）における、都道府県による公共下水道の復旧工事の代行関係の改正規定については、改正法附則第 1 条第 2 号の規定及び下水道法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 8 年政令第 256 号）に基づき、令和 8 年 8 月 17 日より施行されるところである。

これに伴い、下水道法施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 257 号）が制定され、8 月 7 日に公布、8 月 17 日に施行される。

ついては、各都道府県におかれては、改正後の法及び下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号。以下「令」という。）の運用に当たっては、別紙の事項に十分留意して、その適切な運用に努められるようお願いする。

また、各都道府県におかれては、この旨を貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対して周知いただくようお願いする。

第1 都道府県による公共下水道の復旧に関する工事の権限代行制度（法第14条の2）の創設について

（1）改正の趣旨・概要

近年の頻発化する地震や豪雨等の自然災害や、下水道施設の老朽化等による周辺住民の避難を伴うような陥没等の事故（以下「事故災害」という。）の発生を踏まえ、これらの災害が発生した場合において、被災の状況や被災地域における体制等を勘案し、本来管理者以外の技術力を有する者による工事の実施を可能とし、より迅速かつ円滑な復旧工事（事故災害時の下水道施設の改築工事を含む。以下同じ。）を行うことが、これまで以上に重要となっている。

現行法令上、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「大規模復興法」という。）第50条において、同法第2条第2号に規定する特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のために必要なときには、都道府県が、被災市町村に代わって自ら公共下水道の災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受けるものをいう。）に係る工事を行うことができることとなっている。一方で、当該制度の適用は、特定大規模災害等に指定された自然災害に限られ、事故災害や特定大規模災害等に指定されない自然災害は対象とならないところである。

他方で、特定大規模災害等以外の災害であっても、地域で流域下水道と公共下水道の双方が被災した場合において、災害時における流域下水道の速やかな機能確保のためには、それに接続する公共下水道の復旧を併せて行うことが重要であることや、同じ地下空間に埋設されている流域下水道と公共下水道が地震等により同様の被害を受けた場合、流域下水道管理者が一体的に工事を施行したほうが効率的である場合が想定される。

このため、改正法により新たに法第14条の2を設け、流域下水道管理者である都道府県は、災害が発生した場合において、市町村の要請に基づき、公共下水道（当該流域下水道と管理上密接な関連を有するものに限る。）の復旧工事を自ら行うことが適当であると認めるときは、当該都道府県の事務に支障がない範囲内で、当該復旧工事の代行を行うことができることとした。

（2）本規定の対象となる復旧工事の範囲について

本規定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第213号）に規定する「災害」に該当する程度の災害を想定しており、自然災害のみならず、事故災害も含まれる。

また、本規定における「当該市町村における公共下水道の復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情」としては、当該市町村における公共下水道の復旧に関する工事の実施に要する人的、組織的な体制上、技術上の制約等が想定される。

さらに、本規定の対象となる公共下水道は、復旧工事を代行する都道府県が管理する流域下水道と管理上密接な関連を有するものに限り、かつ、「流域下水道と管理上密接な関連を有する」公共下水道とは、流域下水道に接続する流域関連公共下水道や、流域下水道と同じ地下空間に埋設されている公共下水道など、流域下水道管理者が一体的に復旧工事を施行することが重要あるいは効率的と認められる公共

下水道をいう。

なお、都道府県による復旧工事の代行に当たっては、市町村から都道府県への要請に基づき、都道府県や市町村の執行体制等を踏まえ、市町村による復旧体制の確保が困難であり、都道府県が実施する方が迅速かつ効率的な復旧につながる場合など、都道府県が実施することが適当と判断した場合に実施するものである。

（３）復旧工事の代行範囲について（法第 14 条の 2 第 2 項・令第 9 条の 12 第 2 項）

都道府県が被災市町村に代わって行うことができる権限は、次の権限とする。

- ① 法第 15 条の規定により、公共下水道の施設が他の工作物の効用を兼ねる場合に当該他の工作物の管理者と協議し、当該公共下水道の施設に関する工事を施行させること。
- ② 法第 16 条の規定により、公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道の施設に関する工事を行うことを承認すること。
- ③ 法第 17 条の規定により、公共下水道の施設が他の工作物の効用を兼ねる場合には、当該公共下水道の施設の管理に要する費用の分担について当該工作物の管理者と協議すること。
- ④ 法第 24 条第 1 項の規定により、公共下水道の排水施設に施設若しくは工作物その他の物件又は排水施設を設置しようとする者に許可を与え、及び同条第 3 項第 2 号の規定により他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設置すること。
- ⑤ 法第 32 条第 1 項の規定により、他人の土地に立ち入り、若しくは他人の土地を一時使用し、又は命じた者や委任を受けた者にこれらの行為をさせること。
- ⑥ 法第 32 条第 8 項から第 10 項までの規定により、⑤の立入又は一時使用によって生じた損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。
- ⑦ 法第 33 条第 1 項の規定により、法の規定による許可又は承認（復旧工事を代行する都道府県が行うものに限る。）に必要な条件を付すること。
- ⑧ 法第 38 条第 1 項若しくは第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により、法の規定による許可の取消等の処分をし、若しくは法等の規定に違反等している者に対し必要な措置を命じ、又は同条第 3 項前段の規定により措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、その措置を自ら行い、若しくは命じた者や委任した者に行わせること。
- ⑨ 法第 38 条第 4 項並びに同条第 5 項において準用する法第 32 条第 9 項及び第 10 項の規定により、都道府県が公共下水道の復旧工事を行うに当たって法に基づく許可を取り消された場合等における損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。
- ⑩ 法第 41 条の規定により、法第 24 条第 1 項に規定する公共下水道の排水施設に施設若しくは工作物その他の物件又は排水施設を設置しようとする行為を行おうとする国又は地方公共団体と協議すること。

（４）法第 22 条第 1 項（設計者等の資格）の適用について（法第 14 条の 2 第 3 項）

法第 22 条第 1 項の設計者等の資格においては、公共下水道管理者は政令で定める有資格者以外に設計等を行わせてはならないとされており、都道府県が代わって工事を行う場合にも同様とするために、同項の適用について、当該都道府県を公共下水道管理者とみなすこととする。

(5) 権限代行に係る費用負担について（法第 14 条の 2 第 4 項）

費用負担については、まず施行者である都道府県の費用をもって施行することとした上で、本来管理者である市町村が自ら当該工事を施行することとした場合に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を、国から都道府県に直接交付するものとする。また、当該工事に要した額から国の負担金等を控除した額を、市町村から都道府県に支払うこととする。

(6) 法第 5 章罰則関係の適用について（法第 14 条の 2 第 5 項）

代行することができる権限は（3）で定めるとおりであるところ、例えば、法第 38 条の監督処分に基づき命令を行い、これに対する違反行為をした者には罰則が適用されることとなるため、罰則に関する第 5 章の規定について、当該都道府県を公共下水道管理者とみなすこととする。

(7) その他の手続き関係の規定について

・ 権限代行に係る公示について（令第 9 条の 12 第 1 項）

都道府県が本来の公共下水道管理者に代わって工事を行うものであることを広く住民等に周知するため、都道府県が公共下水道の復旧に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならないこととし、工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

・ 権限代行の適用期間について（令第 9 条の 12 第 3 項）

（3）①～⑩のうち適用された都道府県の権限は、公示された工事の区域につき、当該工事の開始の日から当該工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、⑥又は⑨に掲げる損失補償に係る権限については、当該工事の完了又は廃止の日後においてもそれらの規定を都道府県に適用するものとする。

・ 権限代行の通知について（令第 9 条の 12 第 4 項）

都道府県が本来の公共下水道管理者に代わって行使する（3）②、④、⑦、⑧又は⑩に掲げる権限については、当該権限を行使したときは、遅滞なく、その旨を当該公共下水道管理者に通知することとする。

なお、上記の運用については、別途通知する。

第 2 その他

この通知は、令和 8 年 8 月 17 日から施行する。

なお、改正法の施行期日は、今般施行する附則第 1 条第 2 号等に掲げる規定を除き、原則同法の公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、それらの施行に当たっては、今後、別途通知する。

以上